

告 発 状

平成 年 月 日

大阪地方検察庁検事正 殿

告発人 住所

職業

氏名

電話

携帯

被告発人① 宮本一孝後援会会計責任者（竹嶋修一郎）及び

同後援会役職員・構成員（氏名不詳）

被告発人② 宮本一孝後援会会計責任者（竹嶋修一郎）又は

その職務を行うべき者（氏名不詳）

第1 告発の趣旨

被告発人①の下記（1）の行為は、政治資金規正法第21条
の2第1項の公職にある者の政治活動に関する寄附の禁止違反
（罰則第26条1号）に、被告発人②の下記（2）の行為は、
同法第9条1項2号の会計帳簿不記載罪（罰則第24条1項1

号) に各該当すると思料するので、被告発人らの嚴重な処罰を
求めるために告発する。

第2 告発事実

宮本一孝後援会(代表者:宮本一孝)は、大阪府門真市末広町
34-29ロイヤルハイツ三喜108に主たる事務所を置く政
治資金規正法第3条所定の政治団体であるが、被告発人らは

(1) 法定の除外事由がないのに、平成24年6月下旬ころか
ら同年7月下旬ころまでの間、及び同年12月下旬ころ、
門真市又はその周辺において、公職にある宮本一孝府議
会議員の政治活動に関し、同議員に対して、金190万
円を寄附した。

(2) 前記(1)のとおり宮本一孝府議会議員に対して、金1
90万円を寄附したにもかかわらず、同団体の平成24
年分の収支報告書にその記載をしなかったものである。

第3 立証方法

- 1 宮本一孝後援会竹嶋秘書より門真の明日を語る会役員に対す
る FAX 及び添付の「門真の明日を語る会」の収支報告書(写し)
- 2 宮本一孝後援会平成24年分収支報告書(写し)

[REDACTED]

第4 添付資料

- 1 宮本一孝後援会竹嶋秘書より門真の明日を語る会役員の [REDACTED] 氏に対する FAX 及び添付の「門真の明日を語る会」収支報告書（写し）
- 2 宮本一孝後援会平成24年分収支報告書（写し）
- 3 シンガポール行政調査報告書（写し）
- 4 大阪の一市民から [REDACTED] に平成27年3月に投込まれた文章「大阪維新の会」宮本一孝府議会議員政治資金管理団体の収支報告書の疑問の件

第5 本件告発をするに至った経緯

- 1 宮本一孝後援会は、かつて、資金管理団体と後援会を悪用して宮本議員個人に資金を還流する等、平成21年から同22年に640万円の迂回寄附で世間の耳目を集めた事件を惹起したにもかかわらず、平成24年にも本件告発事実の違反に至った疑いが濃厚であり、杜撰な会計が常態化していると言わざるを得ません。
- 2 宮本一孝後援会が支持する宮本一孝議員は、政治資金規正法及

び公職選挙法を管轄する大阪府議会の総務常任委員会委員長を
歴任し、現在も同委員会に所属する大阪府議会議員であります、
同後援会の本件告発に係る事実は、放置し難いものであることか
ら、本件告発に及びました。

- 3 告発人 [REDACTED] は、お呼び出しがあれば、いつでも出頭して、
出来る限り捜査に協力しますので、何卒、厳正な捜査をされる
よう望むものです。

なお、不足の資料がありましたら、ご指摘くだされば、入手
可能な限り提出致します。

第6 参考事項

- 1 宮本一孝後援会の平成24年分収支報告書によれば、同後援
会 [REDACTED] は、いずれも、資金管理団体「明日の門真を語る会」から

平成24年6月27日 500,000円

同 年7月26日 400,000円

同 年12月19日 1,000,000円

同 年12月25日 600,000円

(平成25年9月25日に訂正し、受入れを平成24年7月11
日、受入れ金額300,000円に訂正) の

合計2,500,000円(修正後2,200,000円)の寄附を受けています(添付2宮本一孝後援会平成24年分収支報告書)。

このうち、500,000円(6月27日)+400,000円(7月26日)の合計900,000円と、1,000,000円(12月19日)は、添付1「門真の明日を語る会」収支報告書の活動(※1)として宮本事務所に振込900,000円及び活動(※2)として宮本事務所に振込1,000,000円

の各記載と符合しています。

2 添付1「門真の明日を語る会」収支報告書欄外に、

※1は、・・・アジアの中継都市としての発展が著しいシンガポールの先進事例について、訪問団を編成し行政調査を実施し、あわせて同国との一層の友好促進も図る・・・渡航費・・・旨の、※2は、韓国視察・・・の渡航費・・・旨の、各記載があります。

これは、上記の合計1,900,000円が、いずれも宮本議員のシンガポール及び韓国への渡航費等として宮本一孝後援会に寄附されたことを物語るものと思料されます。

実際、宮本議員は、平成24年3月27日から同月30日ま

[REDACTED]
[REDACTED]

での間、大阪府議団の一員としてシンガポールに渡航しています（添付3シンガポール行政調査報告書）。

しかるに、宮本一孝後援会の収支報告書には、これに相当する支出の記載がありません。

このことは、宮本一孝後援会が、「門真の明日を語る会」から寄附を受けた1,900,000円を前記渡航費等として宮本議員に寄附（支出）したにもかかわらず、同後援会の収支報告書に記載しなかったとの疑いを抱かざるを得ない事実です。

- 3 以上のとおり、宮本一孝後援会は、公職者への寄附の禁止（政治資金規正法第21条の2の公職にある者の政治活動に関する寄附の禁止）に違反すると共に、同法第9条1項2号の会計帳簿不記載の疑いが濃厚であり、政治家及びその関係団体の矜持が求められている昨今、厳しい処罰を求める次第です。

以上